概要版

第8期 宇土市
高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

宇土市マスコットキャラクター
うとん行長しゃん

令和3年3月　宇土市

計画策定の背景

本市では，今後，医療や介護サービスの需要が高い後期高齢者の増加が見込まれる一方，現在の地域活動の主な担い手である前期高齢者が減少することが予想されており，介護や地域活動の担い手が不足する等，本市の高齢者を取り巻く課題は多くあると言えます。このような状況の中，いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040 年までの本市の状況を見据えながら地域の状況をこれまで以上に細やかに把握し，本市の抱える諸課題を解決する道筋をつけるため，「第8期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を定めます。

計画の位置づけと目的

令和3年3月をもって，「第7期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」が期間満了となったため，国の策定指針を踏まえ，熊本県や本市の各種関連計画との整合を図り，計画を見直しました。

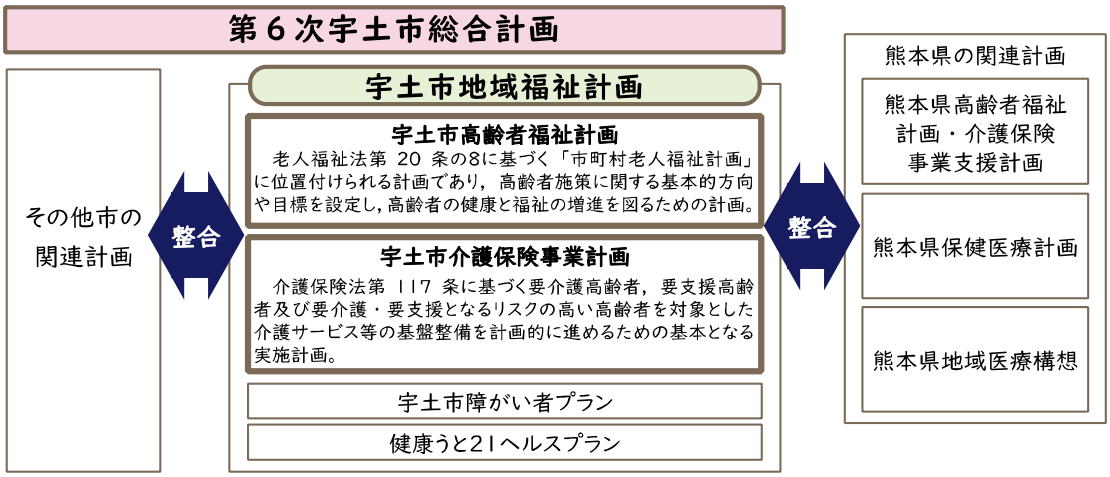

計画の期間

この計画は，令和3年度を初年度として令和5年度を目標年度とする3か年計画として策定するものです。

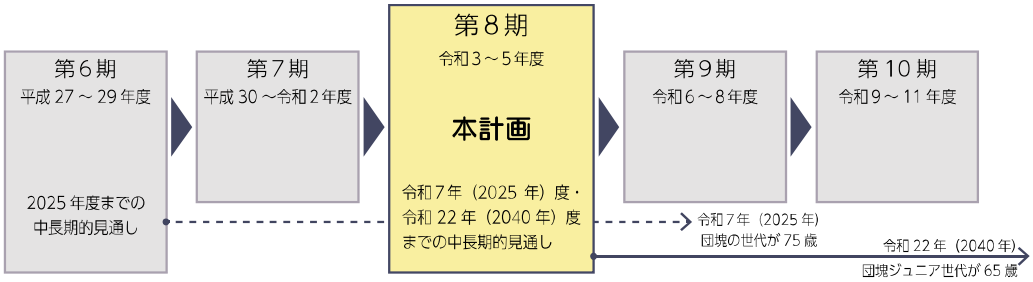

計画の達成状況の点検と評価方法

- 本計画の実施状況の把握と進行管理のため，計画期間中は，毎年度点検・評価を行い，課題の把握や分析，今後の対応の検討等を行います。
- 宇土市介護保険運営協議会で中間評価として実績の把握，分析，評価を行い，必要があると認めるときは計画の変更や見直し等の措置を講じます。
- 地域マネジメントの実施により地域全体で継続的な改善を図る視点から，地域包括支援センター運営協議会等の各種会議においても，事業内容やその効果について検討を進めます。

ニーズ調査の結果

本計画の策定に先だち，現在の本市の高齢者の状況を調査するため「介護予防日常生活圏域ニーズ調査」を実施し，課題を整理しました。

【調査の概要】

- 対象者　… 宇土市の介護保険被保険者のうち，要介護1～5の認定を受けていない高齢者
- 対象件数 … 6,962 件
- 調査方法 … 郵送による配付・回収
- 調査期間 … 令和2年2月 20 日～令和2年3月6日

本市における課題の整理

◆ 転倒リスクや運動器の機能低下

転倒リスク者の割合が高かった地区では，運動器の機能低下者の割合も高くなっています。また，転倒に対する不安があると回答した人も多くいたことから，運動器の機能低下が転倒の経験や転倒に対する不安へとつながっていることが考えられます。転倒は，大腿骨近位部骨折をはじめとした高齢者の骨折の主な原因であり，転倒による怪我がきっかけで，要介護状態になるケースもよくあります。転倒は，何らかの原因により姿勢のコントロールが不安定になって転んでしまったり，バランス障害によって引き起こされたりします。

段差による転倒，加齢による歩行機能の低下に起因する転倒，脳血管疾患やパーキンソン病，認知症など病気や重度の障害による転倒等，転倒防止のための取組が必要です。

◆ 閉じこもりによる各リスクへの影響

閉じこもりをもたらす要因には，「身体的要因（体の衰えや病気等によるもの）」「心理的要因（うつ状態や幸福感の低下等によるもの）」「社会・環境的要因（生活環境や地域との交流の減少等によるもの）」の3つがあります。

各地区の閉じこもり傾向者の割合を比較したところ，最も割合の高かった地区では，最も低かった地区と比較して主に身体機能の低下がみられました。このとから，身体的要因，社会的要因が閉じこもりに影響していることが考えられます。体重や体力の減少，疾患・障がいによる歩行能力の低下，転倒経験，認知機能の低下，足の痛み，散歩や体操などの運動機会の減少等により，閉じこもりリスクが発生していることが考えられます。

身体機能を向上させるための取組の他，積極的に外出できるような社会参加の場や生きがいづくり等を進めていくことが重要です。また，外出手段がない等，環境により閉じこもりとなっている高齢者も一定数存在していると考えられることから，外出支援や移動支援，買い物支援等の支援が考えられます。

◆ 咀嚼機能・嚥下機能の改善

奥歯の噛みあわせについて尋ねたところ，口腔機能低下者のうち半数近くの 48.4%の人が「かめない」と回答しています。口腔機能低下リスクなしと判定された人では「左右両方かめる」と回答した人が 74.7%となっていることからも，奥歯の噛みあわせは，口腔機能の低下と相関があることが分かります。このことから，咀嚼機能や嚥下機能の低下，奥歯の噛み合わせが，口腔機能の低下リスクに影響している可能性が考えられます。

口腔機能に関して，咀嚼機能・嚥下機能の改善のための支援が考えられます。口腔機能は加齢とともに衰え，特に 70 代半ばからその傾向が顕著であると言われています。

口腔機能は他の運動器と異なり，機能の低下が見過ごされることが多いことから，予防段階での取組を進める必要があります。また，認知症予防の観点からも，口腔機能維持の重要性の周知・啓発等を行う必要があります。

基本理念	住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる絆のまち「宇土」

基本目標Ⅰ　高齢者が安心して暮らせるまちづくり

施策	主な取り組み
(1) 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築 **重点取組**	◆ 認知症サポーターの活動促進(★) ◆ 認知症サポーター養成講座の実施(★) ◆ 認知症ケアパスの活用 ◆ 認知症に関する相談窓口の周知(★) ◆ 相談支援体制の充実 ◆ 認知症地域支援推進員の活動の促進 ◆ 多世代交流カフェの利用促進 ◆ 認知症初期集中支援チームの啓発 ◆ 認知症を見守るネットワークの構築 ◆ 認知症に係る医療・介護の連携強化 ◆ 認知症の方等を介護している家族に対する支援の推進 ◆ 認知症に関する正しい知識の普及・啓発
(2) 医療と介護をはじめとした地域の多職種連携体制の構築	◆ 地域の医療・介護サービス資源の把握 ◆ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ◆ 切れ目のない在宅医療と介護提供体制の構築推進 ◆ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ◆ 地域住民への普及啓発 ◆ 医療・介護関係者の情報共有の支援 ◆ 医療・介護関係者の研修
(3) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進	◆ 高齢者虐待防止に関する啓発の充実 ◆ 虐待防止機能の強化 ◆ 高齢者の安全確保と虐待への対応 ◆ 消費者保護の推進
(4) 成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進	◆ 地域連携ネットワークの構築 ◆ 中核機関(成年後見支援センター)の開設 ◆ 協議会の設置 ◆ 制度利用支援
(5) 災害や感染症対策に係る体制整備	◆ 高齢者の防災・防犯体制 ◆ 災害時避難対策の強化 ◆ 感染症対策の強化

重点取組 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築の目標指標

指標	第８期計画の目標値
(★)認知症サポーターアクティブチームの新規立上数	1チーム
(★)認知症サポーター数	8,100 人
(★)認知症に関する相談窓口の認知度	50.0%

基本目標2　高齢者が自分らしく暮らせるまちづくり

施策	主な取り組み
(1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 **重点取組**	◆ 通いの場の拡充（★） ◆ 介護予防・健康づくりの普及・啓発 ◆ 保健分野関連計画との連携 ◆ 健全な食生活の実践のための取組 ◆ 健康づくりにおける運動効果の普及・啓発 ◆ 趣味・生きがいづくりの推進 ◆ 生活習慣病の予防推進 ◆ 歯の健康維持のための取組（★）
(2) がん治療に関する取組の推進	◆ がん治療に関する情報発信と予防に関する啓発 ◆ がん検診の受診勧奨 ◆ 宇土市保健事業実施計画（データヘルス計画）との連携 ◆ 広域連携での健診ポイント事業
(3) 高齢者のいきがいづくりと社会参加の促進	◆ シルバー人材センターへの活動支援 ◆ 老人クラブ活動の充実 ◆ 介護予防の担い手となるボランティア等の養成 ◆ 生涯学習とスポーツ活動の推進

重点取組 介護予防・健康づくり施策の充実・推進の目標指標

指標	第８期計画の目標値
(★) 週１回開催型の通いの場「ふれあいクラブ」の新規立上数	９か所
(★) 高齢受給者証交付時の講話や介護保険証送付時に啓発チラシを送付するなど口腔機能維持に関する啓発回数	72 回
(★) 一般高齢者の運動器機能リスク者の割合	13.6%

基本目標3　高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくり

施策	主な取り組み
(1) 自立支援・重度化防止の推進 **重点取組**	◆ 地域リハビリテーション事業の活用（★） ◆ 総合事業の分析評価 ◆ 地域ケア会議の活用
(2) 住み慣れた地域で生活するための環境づくり	◆ 協議体におけるサービス開発・情報共有 ◆ コミュニティバス「行長しゃん号」の運行 ◆ ミニバス「のんなっせ」の運行 ◆ デマンドバス（予約型乗り合いバス）の検討 ◆ 移動支援サービスの検討 ◆ 「食」の自立支援事業 ◆ 緊急通報体制等整備事業 ◆ 火災報知器設置事業 ◆ 住宅改造助成事業 ◆ 在宅での良好な住環境の整備 ◆ 高齢者向けの住まいや施設の適切な運営 ◆ 住まいの提供体制の確保 ◆ 高齢者・障がい者に配慮した公営住宅の整備 ◆ 住まいのバリアフリー化の促進 ◆ 高齢者の住まいに関する情報提供の充実 ◆ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 ◆ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化・質の向上に資する事業
(3) 地域包括支援センターの強化	◆ 総合相談支援事業 ◆ 権利擁護事業 ◆ 包括的・継続的マネジメント支援事業 ◆ 介護予防ケアマネジメントの実施 ◆ 在宅医療・介護連携の推進 ◆ 認知症施策の推進 ◆ 専門職の充実 ◆ 地域ケア会議の推進 ◆ 生活支援サービスの体制整備
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の強化・推進	◆ 地域共生社会の実現に向けた体制整備 ◆ 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

重点取組 立支援・重度化防止の推進の目標指標

指標	第８期計画の目標値
(★) リハビリテーション専門職による，住民への介護予防の啓発，自立支援に関する活動回数	180 回

高齢化率及び高齢者数の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると，本市の高齢化率は今後も継続して上昇する見込みとなっており，2040 年には 37.3%となることが見込まれています。高齢者全体の数は 2005 年以降，継続して増加していましたが，2030 年以降にピークを迎え，その後横ばいで推移する見込みです。内訳をみると，74 歳以下の前期高齢者が減少する見込みである一方，75 歳以上の後期高齢者は 2030 年以降も継続して増加することが見込まれています。

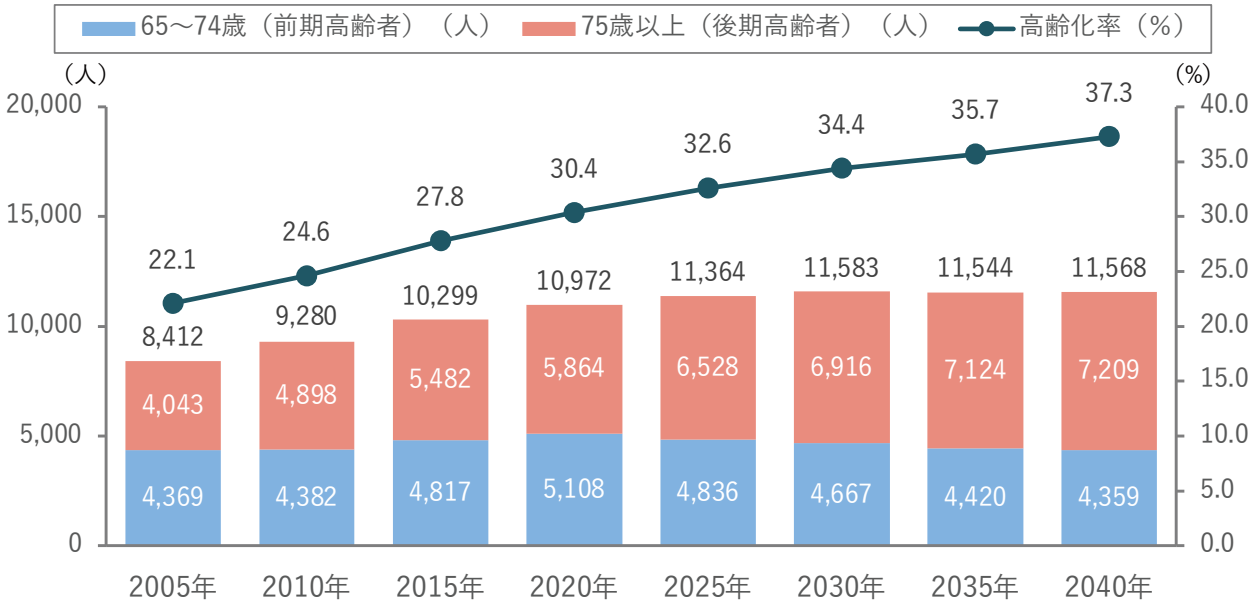

（出典）2005 年～2015 年まで：総務省「国勢調査」，2020 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」より

要介護認定者数の推計

計画期間中の令和3年度から令和5年度及び，令和7（2025）年度，令和 22（2040）年度の要介護認定者数の推計は，以下の通りです。

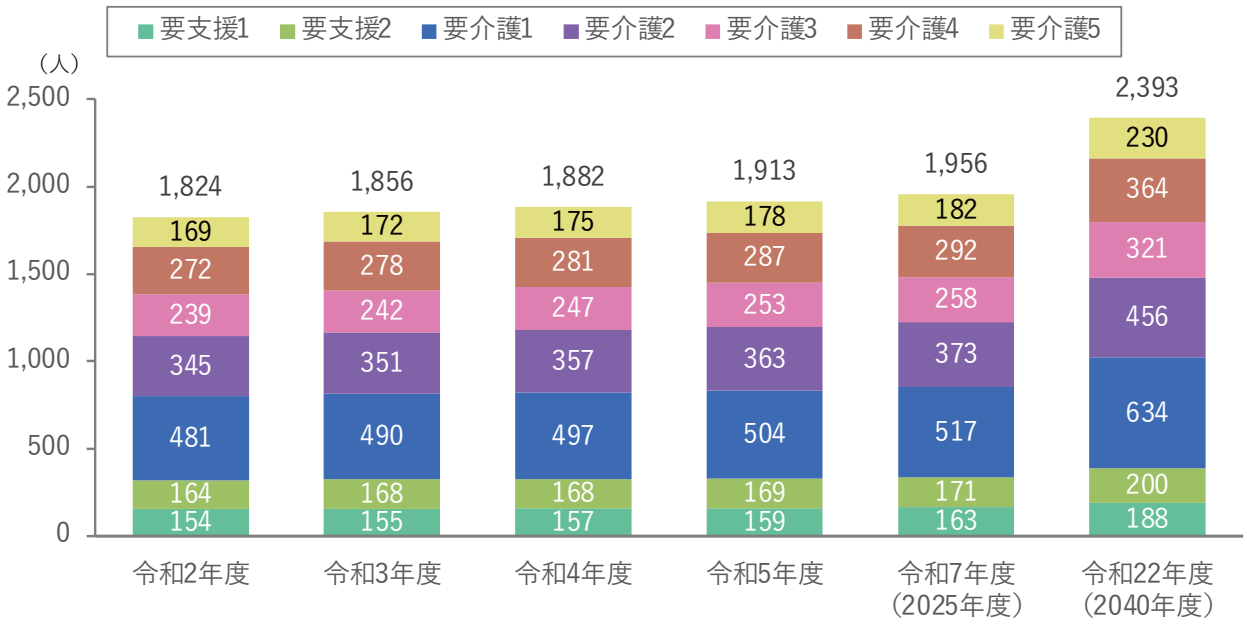

（出典） 地域包括ケア「見える化」システム（※第2号被保険者を含む）

日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では，地理的条件，人口規模，交通や地理的条件等の社会的条件，公的介護施設等の整備状況，その他の条件を総合的に勘案し生活を営む身近な地域として日常生活圏域を設定し，介護基盤の整備等に取り組みます。本計画では，宇土市内に「宇土・走潟圏域」「花園・轟圏域」「緑川・網津・網田圏域」の3つの日常生活圏域を設定し，圏域ごとにサービス基盤整備等を進めます。

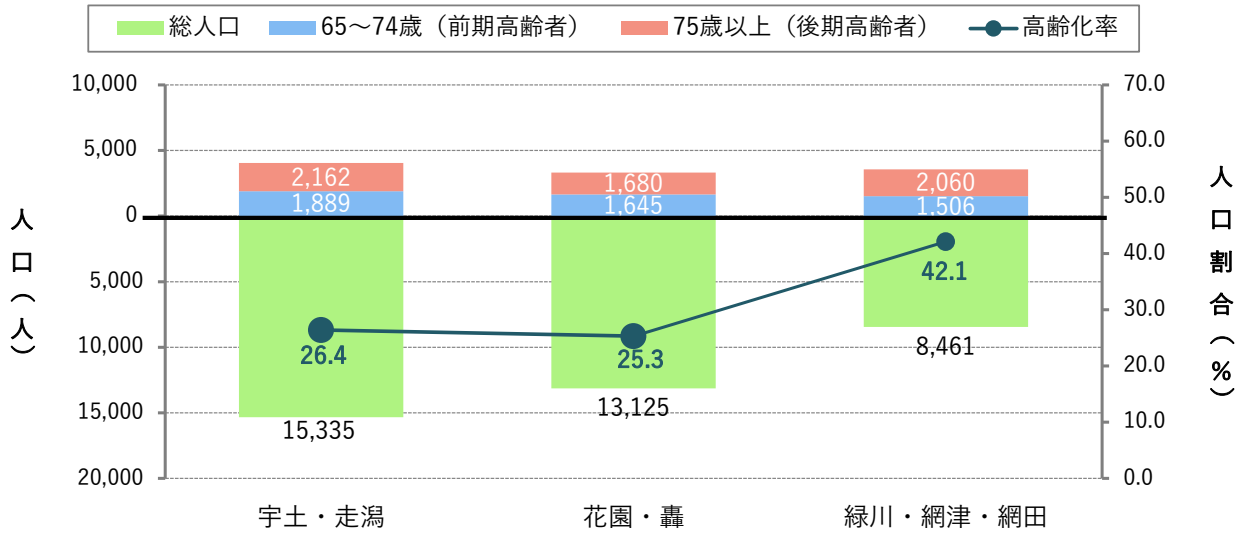

（出典）住民基本台帳（令和2年4月1日時点）

給付費の推移

介護サービスの需要拡大に伴い，第5期計画開始時の平成 24 年度以降，本市の総給付費は増加が続いています。

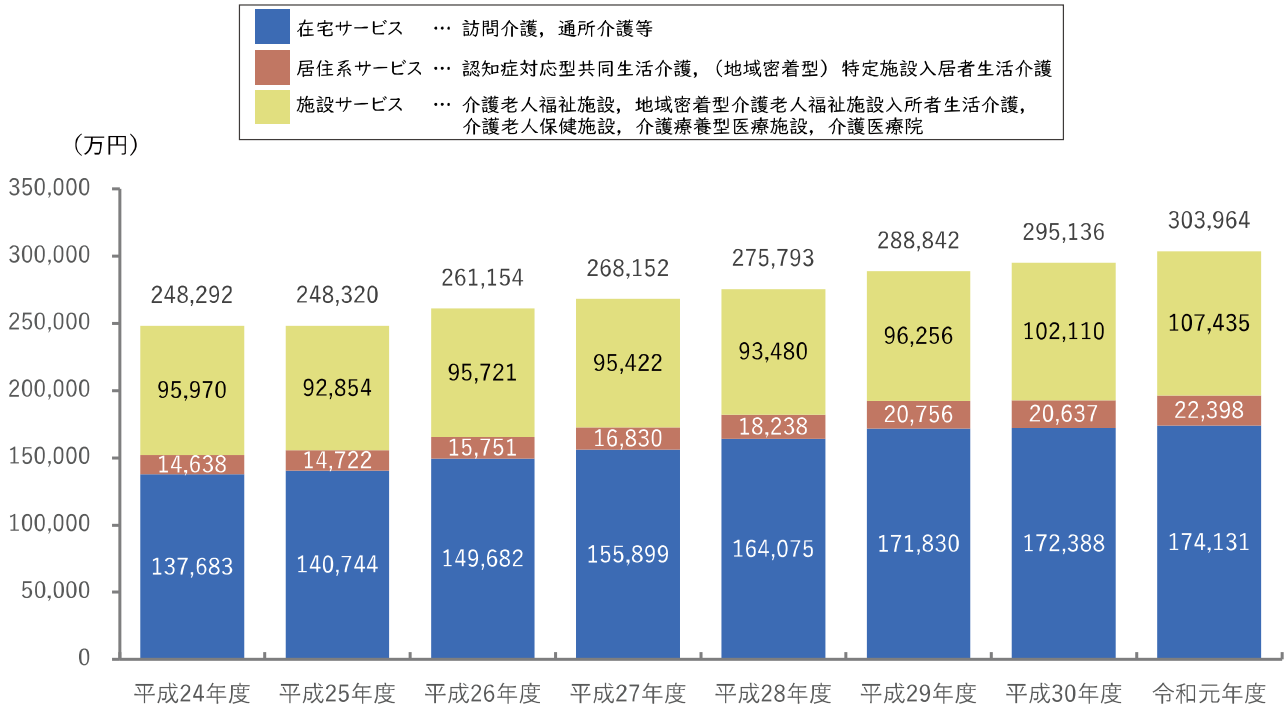

（出典）地域包括ケア「見える化」システム

介護保険料

介護保険制度の財源構成

介護保険制度においては，介護給付費に対する財源割合が介護保険法によって，原則として 50%を被保険者の保険料，50%を公費と定められています。また，被保険者の保険料のうち，原則として 23%を第1号被保険者，27%を第2号被保険者が負担することとされています。

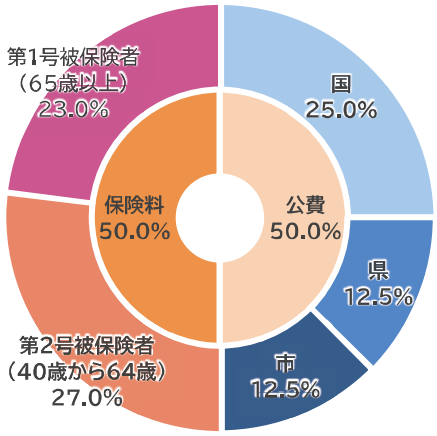

保険料基準月額

保険料基準月額は以下の方法で算出され，本市の第8期（令和3年度から令和5年度）の第1号被保険者保険料基準月額は，6,060 円となります。

保険料収納必要額（2,272,661,967 円） ÷ 予定保険料収納率 98.80% ÷ 所得段階加入割合で補正した第1号被保険者数（3ヶ年合計） 31,632 人 ÷ 12 か月 ＝ 令和3年度から令和5年度の第1号被保険者の保険料基準月額 **6,060 円**

所得段階別の介護保険料

介護保険料の設定にあたっては，被保険者の負担能力に応じたより細かい段階の設定が可能となっています。本市における第8期計画における保険料の段階設定については，第7期計画に準じて，以下のように所得段階別の保険料を設定します。

所得段階	対象者と基準額に対する割合		保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老人福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方 ・世帯全員が住民税非課税で，前年の合計所得額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.30	21,810 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で，前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.50	36,360 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で，前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	0.70	50,900 円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが，本人は住民税非課税であって，前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.90	65,440 円
第5段階（基準額）	世帯の誰かに住民税が課税されているが，本人は住民税非課税であって，前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	1.00	72,720 円
第6段階	本人が住民税課税で，前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20	87,260 円
第7段階	本人が住民税課税で，前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	94,530 円
第8段階	本人が住民税課税で，前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	109,080 円
第9段階	本人が住民税課税で，前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	1.70	123,620 円

第8期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

概要版

令和３年３月

発　行　宇土市健康福祉部　高齢者支援課
住　所　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町５１
電　話　（0964）22-1111